

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公募件名：「RSC健康診断業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数量：一式
- (4) 作業期間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (5) 作業場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名：公益財団法人核物質管理センター
担当部署：総務部 契約課
フリガナ：イイズミ ジュンコ
担当者名：飯泉 順子
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 2月12日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 1月24日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年1月24日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「RSC健康診断業務」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

RSC 健康診断業務

仕様書

2025 年度

公益財団法人核物質管理センター

1. 件名

RSC 健康診断業務

2. 目的

本業務は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）職員等に対する一般健康診断、電離健康診断及び生活習慣病検診を実施し、職員等の健康維持に資することを目的とする。

3. 実施場所

青森県上北郡六ヶ所村尾駁野附 504-36

六ヶ所センター内指定場所

4. 対象者

- (1) 一般健康診断：職員等全員（出向者、契約職員含む。）
- (2) 電離健康診断：放射線業務従事者（職員、出向者、派遣含む。）
- (3) 生活習慣病検診：職員のうち希望者

5. 実施期間及び実施時間

(1) 実施期間

2025年4月1日～2026年3月31日

(2) 実施時間

六ヶ所センターの勤務時間内とする。

6. 実施方法

(1) 一般健康診断

- ① 労働安全衛生規則第44条に基づく項目（別表1）の健康診断を年1回、4月に実施する。
- ② 労働安全衛生規則第45条に基づく項目（別表1）の健康診断を年2回、4月と10月に実施する。なお、そのうち4月については6. (1) ①の一般健康診断をもって代えることができる。

(2) 電離健康診断

電離放射線障害防止規則第56条に基づく項目（別表2）の健康診断を年2回、4月と10月に実施する。

(3) 生活習慣病検診

別表3のうち、職員各自が希望する検診を4月（ただし、4の血液検査（尿酸）については4月及び10月）に実施する。

7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

六ヶ所センターは、本業務の実施に必要な水、電気等の消耗品を3. 実施場所において支給する。

(2) 貸与品

六ヶ所センターは、本業務の実施に必要な事務用什器、設備等を3. 実施場所において貸与する。なお、本業務が全て終了後、受注者は、貸与品を六ヶ所センターに返却するものとし、受注者は、貸与開始から返却までの間、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理、取扱う義務を負う。

8. 検収条件

六ヶ所センターは、健診終了の都度、9. 提出書類が提出されたことをもって検収とする。

9. 提出書類

	書類名	指定様式	提出時期	部数
1	個人健康診断結果票	指定なし	実施後速やかに	原紙1部 コピー1部
2	一般健康診断結果原簿	指定なし	実施後速やかに	1部
3	電離放射線健康診断個人票	指定あり	実施後速やかに	1部
4	特定健康診査データ※1	指定あり	実施後速やかに	1部

(提出場所) 六ヶ所センター管理課

※1 原子力健康保険組合の組合員で、今年度中に40歳になる者から74歳までの者について、XML形式の電子データをCD-Rで提出すること。なお、提出前にはウイルスチェックを実施し、感染がないことを確認した上で提出すること。

10. 請求

受注者は、別表に示す項目ごとに受注者がセンターと契約する単価及び受診者数に基づき請求書を発行する。

11. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下、「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過し

た場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

1.2. 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、「センター情報セキュリティポリシー」、「情報管理規程」及び「情報管理要領」（以下、「情報セキュリティ関係規程」という。）に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。特に、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者はセンター担当者から管理情報を提供された場合には、当該情報の区分に応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、提供されたことを証明する書類を提出すること。
- (2) 本業務において受注者が作成する情報については、センター担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、センターからの指示に応じて、情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、センター担当者から提供された管理情報が契約終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、センター担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。なお、返却又は破棄したことを証明する書類を提出すること。
- (5) 受注者は、センター内での作業や提出資料として電子媒体を使用する場合、事前にウィルスの感染等問題ないことを確認したうえで使用すること。また、それを証明する書類を提出すること。

1.3. 特記事項

- (1) 受注者は、本業務の実施で取扱いまたは知り得た情報、資料をセンター外で発表、公開、若しくは第三者に提供または開示しないこと。
- (2) 受注者は、作業員に対し、本業務を清潔に行うに必要な服装を適切に着用させること。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項、不明点が生じた場合、センターと協議し、その決定に従うこと。

以上

別表1

	実施項目
1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査、喀痰検査（肺がん検診受診時のみ実施）
5	血圧の測定
6	貧血検査
7	肝機能検査
8	血中脂質検査
9	空腹時血糖検査
10	尿検査
11	心電図検査

別表2

	実施項目
1	被ばく歴の有無の調査及びその評価
2	白血球数及び白血球百分率の検査
3	赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
4	白内障に関する眼の検査
5	皮膚の検査

別表3

	実施項目
1	一般検査（問診、尿検査）
2	眼底検査
3	腹部超音波検診
4	血液検査（尿酸）
5	心電図検査
6	大腸がん検診
7	肺がん検診
8	前立腺がん検診